

税の申告が始まります

書類の準備はお済みですか

もうすぐ町民税と所得税の申告が始まります。各種所得控除を受けようとする方は、領収書などの書類を準備しておいてください。

▽社会保険料控除
自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができま

得からは控除できませんのでご注意ください。

地震保険料控除が新設

昨年の広報やまだ6月1日号でお知らせしたとおり、損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が新しく設けられました。地震保険について支払った保険料や掛金のうち、一定額が所得から控除できます。これに伴い、短期損害保険料と長期損害保険料は控除の対象から外れます。

ただし、長期損害保険契約のうち、平成18年12月31日までに契約したもののについては、これまでどおりの損害保険料控除が受けられます。保険会社などから発行される控除証明書をご持参ください。

住民税の住宅ローン控除

昨年6月の税制改正により、所得税が減額となりましたが、住宅ローン控除を受ける方で所得税から控除しきれない場合は、その分を住民税から控除するこ



昨年の申告の様子

とができます。

申請が必要になりますので、役場税務会計課へご相談ください。なお、確定申告する方は申告の際に合わせて申請することができます。

▽申請期限 3月17日
◆問い合わせ 役場税務会計課
町民税担当 ☎82-3111
内線112へどうぞ。

償却資産申告は1月31日までに

固定資産税の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を報告しなければなりません。対象となる資産は会社や個人が事業に使用する機械などで、申告期限は1月31日までとなっています。昨年申告した方には通知していますが、それ以外の方でも対象の資産を所有する方は、申告してください。

※土地や建物、車両などは対象外です。

◆申告先・問い合わせ 役場税務会計課資産税担当 ☎82-3111内線113へ。

平成20年度町・県民税

簡易申告制度のご利用を

町では、町・県民税の申告について簡易申告制度を導入しています。簡易申告に該当すると思われる方には、1月中旬に申告書を送付します。

次の日程で受け付けを行いますので、必要書類と印鑑を持参の上、申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告はできません。

◆該当する人 昨年1年間(平成19年1月1日から12月31日まで)の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
 - ・公的年金等だけの場合 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
 - ・公的年金等と給与の場合 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人
- ※年齢は平成20年1月1日現在です。税金の計算の対象

になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含まれません。

◆受付日程

期日	場 所	時 間
1月31日	豊間根生活改善センター	午前9時 ～午後3時
2月1日	船越防災センター	
2月4日	役場町民ホール(1階)	
2月5日	〃	

※簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月5日までに役場税務会計課へお送りください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅使用料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定—のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置を受けることができません。

◆問い合わせ 役場税務会計課町民税担当 ☎82-3111内線112へどうぞ。

シリーズ：変わる医療制度④

◆各種健診の実施担当課

事 業	担当課
各種がん検診など 健康手帳 肝炎ウイルス検診 基本健診(39歳以上)	保健福祉課
循環器健診 (40歳以上)	同 上



事 業	担当課
各種がん検診など 健康手帳 肝炎ウイルス検診 基本健診(39歳以上)	保健福祉課
特定健診 (40歳～74歳)	住民生活課
後期高齢者健診 (75歳以上)	

特定健診・後期高齢者健診

メタボに着目した検査を実施

4月から、特定健診と後期高齢者健診が始まります。同健診の検査項目は生活習慣病の要因となる内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目したもので、この結果から

生活習慣の改善が必要な人を選定し特定保健指導が行われます。これまで各種検診は保健福祉課で実施してきましたが、法律の改正にあわせて4月から特定健診と後期高齢者健診について

は住民生活課が担当します。

- ▽対象者
 - ・特定健診：国保に加入している40歳から74歳の人
 - ・後期高齢者健診：後期高齢者医療制度の被保険者
- ※糖尿病などの生活習慣病により医療機関で治療を受けている人や、服薬中の人は対象になりません。

▽健診項目 下表のとおり
※特定健診では、腹囲の測定も行われます。

▽受診料 自己負担なし
▽実施時期 8月下旬から9月中旬(年1回)

※国保加入者以外の人は、それぞれ加入している保険者から通知されます。

意向調査にご協力を

町では、特定健診・後期高齢

◆健診の検査項目

検 査 項 目	備 考
問 診	服薬歴、喫煙歴など
計 測	身長、体重、BMI
診 察	血圧測定
血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c
尿・腎機能検査	尿糖、尿蛋白

者健診の受診希望調査を実施します。保健委員を通じ、2月下旬以降に調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ 役場住民生活課
国民健康保険担当 ☎82-3111内線124へどうぞ。